

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

経営系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
事業創造大学院大学 事業創造研究科 事業創造専攻	2015年度	適合

経営系専門職大学院基準 の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
3 教員・教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 (「告示第53号」第1条第1項)	専任教員数は13名であった。	変更後における専任教員数は15名である。
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。 (「告示第53号」第1条第5項。なお、2013(平成25)年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。)	全専任教員が1専攻に限り専任教員として取り扱わっていた。	変更後においても、全専任教員が1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。 (「告示第53号」第1条第6項)	専任教員のうち、7名が教授であった。	変更後においては、専任教員のうち11名が教授である。
	3-7 専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。 (「告示第53号」第2条第1項、第2項)	実務家教員数は6名であった。	変更後においては、実務家教員数は7名である。